

四日市大学競争的資金等の不正使用に係る調査等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四日市大学（以下「本学」という。）における競争的資金等の不正使用が生じた場合の調査等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における語句の定義は、次のとおりとする。

- 1 「競争的資金等」とは、国または国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金および公募型研究資金をいう。
- 2 「研究者等」とは、本学の教職員その他の本学の競争的資金等の運営、および管理に関わるすべての者をいう。
- 3 「不正使用」とは、実態を伴わない謝金等の請求、物品等の購入に係る架空の請求、不当な旅費の請求等、学校法人暁学園規程、本学規程および法令等に違反して使用することをいう。

(告発窓口)

第3条 本学における競争的資金等の告発窓口は学長室に設置する。

- 2 不正使用があると思料する者は、告発窓口に通報および情報提供（以下「通報」という。）する。
- 3 告発窓口は自らの職務において不正使用を知り得たときには、前項と同様に取り扱う。
- 4 告発窓口は、原則として通報した者（以下「通報者」という。）の氏名、所属、住所等、研究者等の不正使用の態様および内容が明示されるものを受け付ける。ただし、通報者はその後の調査において氏名の秘匿を希望することができものとする。この場合において、通報者に対しての本規程の規定する通知および報告は告発窓口を通じて行うものとする。
- 5 告発窓口は、匿名による通報があった場合には、研究者等の不正使用の態様および内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により信憑性があると判

断できる場合に限り、受け付けるものとする。この場合、通報者に対しての本規程に規定する通知、報告は行わない。

(告発窓口の職員の義務)

第4条 告発窓口に不正使用に関する通報があったときは、告発窓口の担当者は統括管理責任者に速やかに報告を行い、統括管理責任者は、最高管理責任者にその旨を報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に係る事案について事前調査が必要であると判断したときは、関連する部局長に事前調査を行わせることができるものとする。

3 関連する部局長は、学長から事前調査指示があったときは、当該通報の信憑性等についての調査を行い、事前調査終了後は速やかにその結果を学長に報告するものとする。

4 学長は、通報の受け付けから30日以内に通報の内容の合理性を確認の上、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告するものとする。

5 学長は、調査を実施することを決定したときは、調査の開始を通報者に通知するものとし、調査を実施しないときは、調査をしない旨をその理由と併せて通報者に通知する。

(調査委員会)

第5条 学長は、前条第4項において調査の実施を決定したときは、競争的資金等の不正使用に係る調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、速やかに事実関係を調査させなければならない。

2 委員会は、委員長および委員をもって組織する。

3 委員会は、学長が指名する教員をもって充てる。

4 委員は、次の各号にあげる者をもって充てる。

(1) 副学長

(2) 委員長が指名する教員 若干名

(3) 事務局長

- (4) 学長室課長
 - (5) 会計課長
 - (6) 学外の弁護士又は公認会計士等 若干名
 - (7) その他委員長が必要と認めた者 若干名
- 5 前項第6号の委員は、本学並びに通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(秘密保護義務)

第6条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員でなくなった後も、同様とする。

2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容および調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者および被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者および被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者または被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4 最高管理責任者またはその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者または関係者に連絡または通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者および関係者等の人権、名誉およびプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第7条 部局長は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属するすべての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益となる取り扱いをしてはならない。

(被告発者の保護)

第8条 最高管理責任者は、悪意に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けること、告発には不正とする合理的理由を示す必要があること、告発者に調査協力を求める場合があること、調査結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発がありうることなどをあらかじめ周知する。

2 相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動の制限、解雇、配置転換、懲戒処分、降格、減給その他当被告発者に不利益となる措置を行ってはならない。

(調査の実施)

第9条 委員会は、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者および関与の程度、不正使用の相当額等について調査を行うものとする。

2 委員会は、調査の実施に際し、調査対象の研究者等（以下「対象研究者等」という。）に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。

3 委員会は、必要に応じて、対象研究者等の競争的資金等の使用停止を命ずることができる。

4 通報者は、通報に基づく調査協力を理由として、人事、給与、研究または教育上のいかなる不利益な取り扱いも受けない。

5 通報によりその対応に当たるすべての者は、通報者、対象研究者等その他当該調査に協力した者の名誉およびプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

(調査への協力等)

第10条 対象研究者等は、委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。

(意見聴取)

第11条 委員会は、裁定を行うに当たっては、あらかじめ対象研究者等に対し、調査した内容を通知し、意見を求めるものとする。

2 対象研究者等は、前項の調査内容の通知日から30日以内に委員会に意見を提出することができるものとする。この場合において、対象研究者等からの意見の提出があったときまたは意見がない旨の申し出があったときは、委員会は、30日を経過する前であっても次条に規定する裁定を行うことがある。

(裁定)

第12条 委員会は、調査の結果に基づき、不正使用の有無について裁定を行い、調査結果を学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、対象研究者等に対し、調査結果の通知を行う。

(異議申立て)

第13条 対象研究者は、調査結果の通知日から14日以内に学長に異議申立てを行うことができる。

2 学長は、異議申立てがあったときは、学長の判断により委員会に対し、再調査の実施を指示することができる。この場合においては、異議申立ての趣旨が委員会の構成等その公正性に関するものであるときは、学長の判断により委員会の委員を変更することができるものとする。

3 前項の再審査の指示があったときは、委員会は速やかに再審査を行い、その結果を学長に報告する。

4 学長は、前項の報告に基づき、異議申立てに対する決定を行い、その結果を対象研究者等および委員会に通知する。

5 学長は、再調査を実施しないことを決定したときは、再審査をしない旨をその理由と併せて対象研究者等および委員会に通知する。

6 異議申立てをした者は、前2項の決定に対して、再度異議申立てをすることはできない。

(調査結果の報告)

第14条 委員会の委員長は、第10条による調査結果の通知後、対象研究者等

からの異議申立てがなき、その内容が確定したとき、または前条第2項による異議申立てに対し、同条第4項または第5項の決定が行われたときは、報告書を作成し、関連資料等を添えて速やかに学長に提出しなくてはならない。

(措置)

第15条 学長は、前条による報告に基づき、その調査結果を通報者、対処研究者等、関連する部局長に通知するとともに、配分機関に対しては、原則として通報の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を加えて報告しなくてはならない。

2 学長は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告しなくてはならない。

3 学長は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告および調査の中間報告を提出しなくてはならない。

4 学長は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関からの当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じなければならない。

5 学長は、報告の結果、配分機関から不正使用に関わる資金の返還命令を受けたときは、当該額を返還させるものとする。

6 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。

7 学長は、前条による報告に基づき、不正使用が認められなかったときは、その旨を調査に関係した者に通知するとともに、必要に応じて通報者および対象研究者等への不利益発生防止するための措置を講ずるものとする。

(調査結果の公表)

第16条 学長は、前条の規定による措置のほか、不正使用があったと認められたときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表する。この場合において、公表する内容は、氏名を

公表することを基本とするとともに、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、公表するものとする。

- 2 学長は、調査事案が学外に漏洩していた場合および社会的影響の大きい事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができるものとする。

(調査委員会の庶務)

第 17 条 委員会に関する庶務は、学長室において処理する。

(庶務)

第 18 条 この規程の庶務は庶務課において処理する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 2 日から施行する。